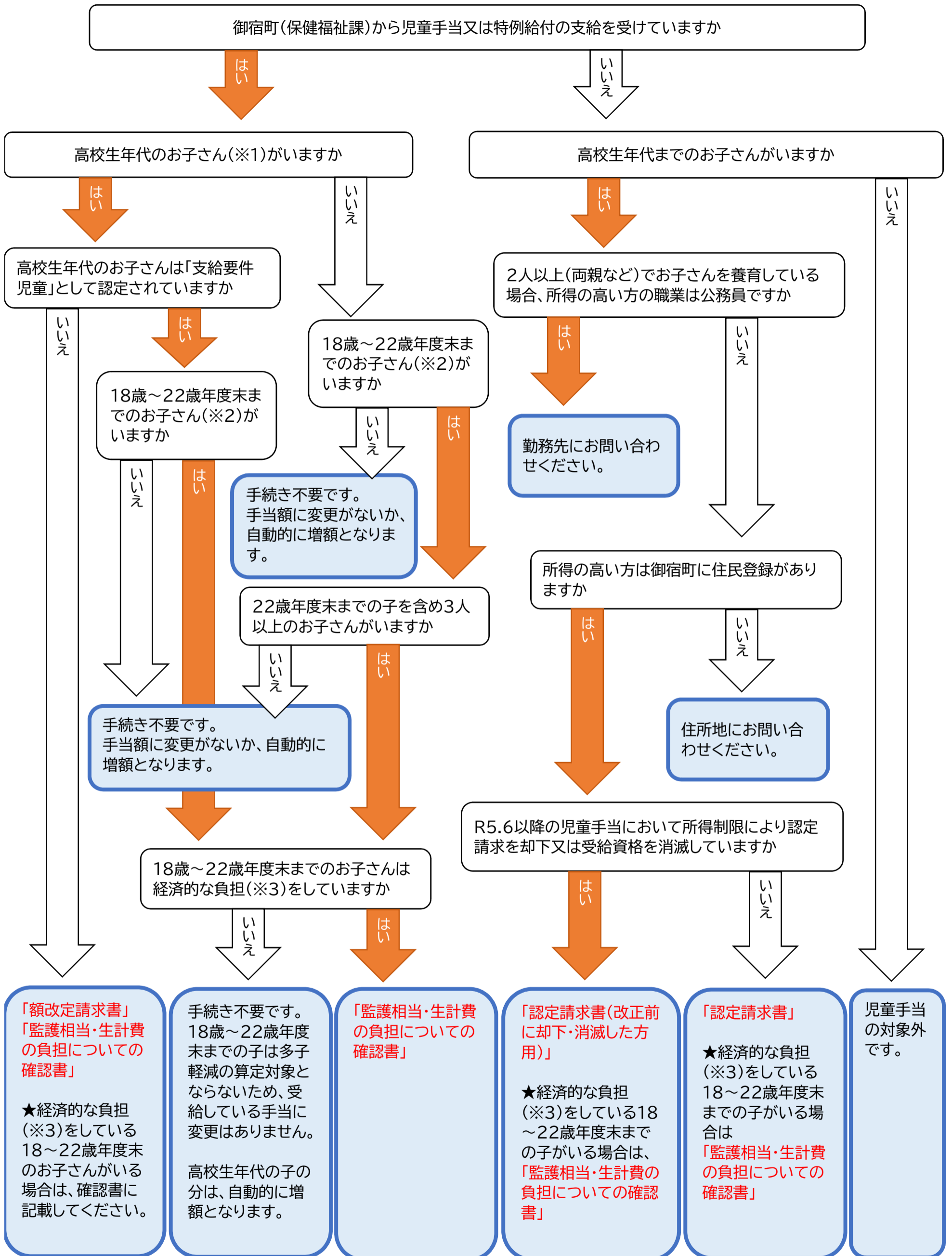


児童手当制度改正に伴う手続きフロー



(※1) 高校生年代の子：H18.4.2～H21.4.1生まれ。同居していない場合であっても、監護し、生計が同一であれば対象となります。
 (※2) 18～22歳年度末の子：H14.4.2～H18.4.1生まれ。同居していない場合であっても、監護し、生計が同一であれば対象となります。
 (※3) 生活費の負担、仕送りなど
 ★特例給付を受給している方や既に第3子以降のお子さんに対して多子加算を受けている方等で、手当が増額となる方は手続きの必要はありません。町から額改定通知を送ります。